

大和市告示第149号

大和市日曜日及び土曜日における市役所窓口の一部開庁の実施に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める

平成25年8月1日

大和市長 大 木 哲

大和市日曜日及び土曜日における市役所窓口の一部開庁の実施に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市日曜日及び土曜日における市役所窓口の一部開庁の実施に関する要綱（平成23年大和市告示第108号）の一部を次のように改正する。

別表資産税課の項を削り、同表市民課の項を次のように改める。

市民課	戸籍の謄抄本、住民基本台帳に係る住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付に関すること。
	住民基本台帳に係る各種届書、申請書等の受付に関すること（土曜日に限る。）。
	印鑑に係る届出の受付に関すること。
	母子手帳の交付に関すること。
	個人市県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税に係る諸証明（過年度分の証明の一部並びに家屋滅失証明書及び住宅用家屋証明書を除く。）の交付に関すること。

別表保険年金課の項中「給付に係る届出等の受付に関すること」の次に「(転入又は転出に伴う国民健康保険異動届の受付は土曜日に限る。)」を、「学生納付特例猶予に係る届出等の受付に関すること」の次に「(転入に伴う国民年金異動届の受付は土曜日に限る。)」を加える。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。